

標題

バハマ籍船における非常脱出用呼吸具(EEBD)の特別要件

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-1052  
発行日 2015年10月29日

各位

バハマ籍船における非常脱出用呼吸具(EEBD)の特別要件については、ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0885(2011年12月20日付)にてお知らせしておりますが、今般、バハマ政府より特別要件の改訂通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、本テクニカル・インフォメーション発行により、2011年12月20日付発行のClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0885 を絶版と致します。

1. 本テクニカル・インフォメーションは、SOLAS 条約が適用される全ての船舶及び海底資源掘削船に適用する。
2. 1979、1989、または2009 MODUコードが適用される海底資源掘削船については、SOLAS 条約に定められた EEBD を備えること。
3. SOLAS 条約 II-2 章第 13.3.4 規則に規定される居住区域内に備える EEBD の最低数は、以下の通りである。
  - (1) 貨物船: 2 組
  - (2) 36 人以下の旅客を運送する旅客船: 各主垂直区域毎に 2 組
  - (3) 36 人を超える旅客を運送する旅客船: 各主垂直区域毎に 4 組
4. 機関区域内の EEBD の数や配置については、IMO MSC/Circ.1081 を参照することができる。
5. 全ての船舶は、制御場所に予備の EEBD を備えること。なお、予備の EEBD の最低数は以下の通りとする。
  - (1) 貨物船及び海底資源掘削船: 1 組
  - (2) 旅客船: 2 組
6. EEBD を用いた船上訓練のための SOLAS 条約の要件を満足するために、以下のいずれかのもを備えなければならない。
  - (1) 少なくとも 1 組の訓練用であることを明記した EEBD
  - (2) 船上訓練に使用された EEBD を完全に作動状態まで普及できるような設備(例えば、シリンダーを最高作動圧力まで再充填する設備)
7. 危険化学品ばら積み船及び液化ガスばら積み船については、IBC コード 14.3.1、BHC コード 3.16.10、及び IGC コード 14.4.2 に規定される呼吸具を、EEBD の代用として搭載することを認めることがある。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: [eqd@classnk.or.jp](mailto:eqd@classnk.or.jp)

